

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【公表番号】特表2006-521824(P2006-521824A)

【公表日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2006-038

【出願番号】特願2006-509580(P2006-509580)

【国際特許分類】

C 12 N 15/09 (2006.01)

C 12 N 9/99 (2006.01)

C 12 Q 1/68 (2006.01)

【F I】

C 12 N 15/00 Z N A A

C 12 N 9/99

C 12 Q 1/68 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年5月25日(2010.5.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

いくつかの実施形態において、上記核酸の融点またはそれ未満において二本鎖である核酸の一部は、少なくとも部分的に互いにアニーリングする2つの別々の核酸配列によって形成される。本明細書で使用されている場合、別々の核酸配列とは、核酸配列が、核酸の切れ目なく連続する配列の一部ではないということを意味する。例えば、別々の核酸としては、別個の核酸または2つの核酸配列が挙げられ、この別個の核酸は、物理的に互いに連結されておらず、この2つの核酸配列は、これらの核酸配列が非核酸スペーサーまたは連結基(*linking group*)によって分離されている限り、この同一の天然の実体の一部である。さらなる実施形態において、上記核酸配列の少なくとも3'末端の核酸は、その核酸配列の融点またはそれ未満において一本鎖である。なおさらなる実施形態において、ポリメラーゼ阻害剤の核酸部分は、DNAもしくはDNA模倣物、またはRNAもしくはRNA模倣物を含む。いくつかの実施形態において、ポリメラーゼ阻害剤の核酸部分は、エクソヌクレアーゼ分解に耐性である。なおさらなる実施形態において、ポリメラーゼ阻害剤の核酸部分の二本鎖部分の融点は、約25～80の範囲にある。特定の実施形態において、ポリメラーゼ阻害剤の核酸部分の二本鎖部分は、少なくとも10塩基長である。